

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は長津田地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

1 情報の発信と共有

広報紙やブログ、ホームページ等でタイムリーな地域情報を発信し、地域の方々と情報を共有します。

2 担い手養成と育成

担い手養成講座等の開催により、新たな担い手の養成と既に活動している担い手のスキルアップを図ります。

3 身近な地域における支え合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、誰でも参加できる居場所づくりや生活支援ボランティアの立ち上げ等により、身近な地域での支え合いの仕組みをつくります。

4 認知症や障害のある人も暮らしやすい地域づくり

認知症サポーター養成講座や障害理解講座等の開催により、認知症や障害があっても地域で孤立しないように、正しい理解の普及啓発をします。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために必要と考える関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

長津田地区は4万人を超える人口を擁し、人口、世帯数、面積ともに区内で最大の地区です。地区全体では、子どもが多く高齢化率は19.07%で、区内で最も低い地区です。1自治連合会、1地区社会福祉協議会、1地区民生委員児童委員協議会があり、自治連合会には29の単位自治会が属しています。

さらに、単位自治会ごとに見ると特色が様々です。高齢化率が39%の自治会がある一方で、子育て世代が多い自治会があります。また、地区内には団地で構成される単位自治会が6つあり、公営団地が3自治会、分譲団地が3自治会あります。

2 課題

上記のとおり、長津田地区では単位自治会ごとに特色が異なりますので、単位自治会ごとに課題を見ていく必要があります。挙げられる課題は、下記のとおりです。

- (1) 高齢化率が高い単位自治会では、地域活動の停滞傾向や担い手不足が課題です。
- (2) 子育て世帯が多い自治会では、子育て世帯と地域との交流促進が課題です。
- (3) 団地自治会では、エレベーターがなく、隔階止まりの建築構造から、高齢になるに従い外出支援が課題です。さらに、公営住宅においては近年増加傾向の外国人世帯のコミュニケーションの支障による孤立や片親世帯の見守りが課題です。
- (4) 他区や他市と隣接する地域ケアプラザから遠方の単位自治会については、長津田地域ケアプラザへの来所が困難であることが課題です。

3 魅力

長津田地区には人口が4万人を擁することからも、既に活動されている方以外にも、豊富な人材が存在していると推察します。

実際、長津田地区の介護予防事業には、住民の方が中心となって自主団体を結成し、介護予防の啓発を進めています。また、ある単位自治会では、持っている専門知識を活かした自主事業（「星を見る会」等）を開催し、多くの参加がありました。

また、長津田地区には旧大山街道や長津田十景といった歴史的遺産がある他、農地が各所にあり、農業が盛んであることも魅力です。

4 取組み

長津田地区の課題を踏まえて、以下の取組みを行います。

- (1) 担い手養成及び育成講座を実施します。また、豊富な人材を地域活動に結びつけられるように、人材の登録・コーディネート・派遣を行う仕組み「長津田人材バンク」を運営します。
- (2) 子育て世帯が参加しやすい育児講座や子育てサロンを開催します。

- (3) 団地自治会ごとに生活支援ボランティア養成講座を開催し、生活支援ボランティアグループを立ち上げます。また、公営住宅においては、外国人世帯に対するコミュニケーション講座等を開催します。
- (4) 長津田地域ケアプラザから遠方の単位自治会での出張講座及び出張相談会を開催します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

1 地域との連携について

自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会とは、定例会等に出席して顔の見える関係を築きながら情報共有を行います。また、単位自治会とは相談傾向やヒアリング等を行い、地域課題を見出して解決に取り組みます。なお、単位自治会のみでは解決できない課題については、地域福祉保健計画地区別推進会議や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」を通じて、自治連合会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会と共に解決に取り組みます。

2 行政との連携について

日常的なケース把握としては、定例カンファレンス等で定期的に情報共有し、対応が必要な場合は、連携して対応します。地域に対しては、地域福祉保健計画地区別推進会議や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」の共同事務局として、行政と連携して課題解決に取り組みます。

3 区社会福祉協議会との連携について

地域福祉を推進する機関である区社会福祉協議会については、地区社会福祉協議会の運営支援を協働で行います。また、地区社会福祉協議会役員会や地域ケア会議等から現状の地域課題を共有し、効果的な地域支援につながるよう連携して取り組みます。

4 関係機関や団体等

地区民生委員児童委員協議会等の関係機関や団体とは、日頃から顔の見える関係づくりをしながら、地区別計画推進委員会や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」等で地域課題を共有して、解決に向けて取り組みます。

5 他の地域ケアプラザ

区域の所長会や専門職会議において、区域の課題として取り上げたことについて、他地域ケアプラザと協働で解決に取り組みます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」ことです。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所の一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます。

非常勤職員は、公採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってまいります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修

地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）

※5職種（地域活動交流コーディネーター、2層生活支援コーディネーター、社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー）以降、総称を「5職種」という

介護予防支援研修

地域活動交流 コーディネーター研修

2層生活支援 コーディネーター研修

サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修

虐待防止研修

ハラスメント研修

感染症対応研修 等

(3) 基幹研修

人権研修

コンプライアンス研修

階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）

地域福祉実践力向上研修

コミュニティソーシャルワーク研修

法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修

権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向けた維持保全を計画的に行っていきます。

1 日常的な施設管理

日常清掃や定期清掃により汚れを防ぎ、清潔な環境を保持します。また、職員による施設及び設備の日常点検により、不具合や故障箇所の早期発見に努めます。

2 法令に基づく施設及び設備管理

建築物、設備、電気、消防等の各種法令に基づき、保守点検を実施します。

3 定期的な保守点検

施設及び設備点検については、職員による日常点検の他、委託業者による専門的な定期点検を実施して、不具合を未然に防ぎます。なお、不具合が発見された場合は、早期の修繕に取り組めるように調整の上、実施します。

4 計画的な施設・設備の改修

長津田地域ケアプラザは開所から 25 年目を迎え、経年劣化等による不具合が生じています。長寿命化を図るため建築点検や施設管理者点検により劣化状況を把握し、専門機関である横浜市建築局保全推進課からの助言を受けながら、計画的な施設及び施設の改修を行います。

※過去の主な修繕実績状況

平成 28 年度 自動ドア モーター部品交換工事

平成 29 年度 浴室 バス水栓交換工事、トイレ自動水洗器交換工事

平成 30 年度 浴室 給湯管漏水修繕

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ヒヤリハットや他施設の事件事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組めます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。例えば、感染症が発生した場合は、症状に応じた看護を行いつつ、感染拡大防止処置、消毒・衛生管理の徹底を行います。その際、区役所に連絡して感染症対応についての助言を求めます。また、情報公開やマスコミ対応が必要となった場合には区役所と連携して対応します。

また、防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

さらに、利用者等の急な病気やけが等に対応できるように、マニュアルの整備やAEDの設置を行います。心肺蘇生やAEDの操作については、全職員に対して習熟研修を定期的を実施します。また、近隣の医療機関と連携します。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に避難所を運営することを想定した事前準備（職員の参集方法や日ごろの訓練等）や発災時の避難所運営について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

【事前準備】

区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し定期的に更新し、福祉避難所の開設が迅速且つ的確に実施できるように、開設訓練を計画的に実施します。その際、福祉避難場所の周知も兼ねて、地域の方々とも協力して実施します。また、発災時を想定した参集訓練を定期的に実施する他、備蓄の適正数の確保と管理を行います。なお、安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員の方々と情報共有を行っていきます。

【発災時】

発災時には速やかに職員を招集し、福祉避難場所を早期に開設できるようにします。開設後は区役所との連携を密にして、受入れ要請のあった要援護者を円滑に受け入れられるようにします。また、福祉避難所の運営に際しては運営状況の記録や報告を適切に行うと共に、衛生管理に留意します。さらに、避難者が安心して過ごせるように、避難者の心身状況の把握や生活支援及び相談を行います。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

1 震災・風水害対策

震災・風水害（台風）に備えた対応マニュアルを整備し、全職員で共有します。さらに、防災計画を作成し、火災及び震災時の自主防災組織や避難場所等について定め、適正（年2回以上）に防災避難訓練を実施し、災害時に対応できる組織体制の維持に努めていきます。なお、訓練については消防署の協力を得ながら実施します。

2 地域との連携

隣接する市営住宅「長津田スカイハイツ」と「長津田保育園」とは、「長津田保育園園長」を統括防火管理者と共同消防計画に則り、日頃から連携を図ると共に、共同防災訓練に年1回以上参加します。

また、近隣施設や地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方については、「長津田ささえあいネット」等の地域見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して公正・中立な対応を図るために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場に立ち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所の紹介の際は、複数の事業者の情報を伝え相談者が選択でき、不利益が生じないよう情報提供することに努めます。

また、情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、情報収集に努めるとともに常に所内で情報共有します。

2 介護保険事業所との公正中立な連携

公正・中立に情報提供ができるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないようにしています。

3 会場貸出しの公正中立確保

会場貸出しについては、福祉保健団体の裾野が広がるように「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に則って運用します。また、会場予約が公正に対応できるよう分かりやすい説明資料を整備して配布します。さらに、会場利用団体連絡会等において利用団体から広く意見を募り、必要に応じて予約方法を改善します。

4 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取り組みとして、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋がります。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。

1 利用者アンケートの実施

各部門で年1回利用者アンケートを実施して、アンケート結果を基に改善計画を立て改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。

2 施設利用者からの意見収集について

館内にご意見箱を設置して、施設を利用される方々からの意見を受けられる体制を整えています。ご意見をいただいた場合には速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し、全職員が一体となって業務の改善に取り組んでいきます。



【ご意見箱】

3 苦情への対応

苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして、苦情解決を位置づけサービスや事業の質の向上につなげます。「苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えています。受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。

4 法人内での事例の共有

法人運営の施設で発生した苦情対応事例については、法人内施設長会で報告・共有を行います。また、法人内の事例についても半期毎に報告を行い、各施設・部署で同様の苦情が発生しないように業務改善につなげていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえ、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について、本会ホームページに掲載すると共に事業計画や事業報告の冊子を窓口を設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

1 職員の意識啓発

個人情報の取扱い、人権およびプライバシーへの配慮について、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。

2 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出しを禁止します。個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAXでの個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

1 環境への配慮

ゴミの少量化・分別・リサイクルへの取組（ヨコハマ3R夢）を進めるため、ゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3 障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年6月現在3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築についてどのように取り組むか、その考え方を記載してください。

区社会福祉協議会、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化等)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係づくりを目指します。なお、他区や他市と隣接する地域ケアプラザから遠方の単位自治会については、地域住民の居場所づくりを行う等して進めていきます。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有を行い、5部門(地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備、通所介護、居宅介護支援)が連携し、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。なお、検討する個別ケースの抽出には、自施設だけでなく長津田地区ケアマネ連絡会等とも連携していきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

区社協と市社協との連携を深め、身近な地域での自助・共助・公助、それぞれの大切さ、連携の必要性を発信しながら、「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」や地区別計画推進委員会での取組みに合わせて推進します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供をどのように進めていくか、提供の機会や手法等の考え方を含めて記載してください。

「断らない相談支援」を目指しニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応できるように、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係づくりを行う事で、対象者への情報提供や対応を速やかに行います。

地域アセスメントにより、地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

1 高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人又はその家族等の相談を受け止める機関であることを住民および関係機関等に知ってもらえるよう、地域ケアプラザの個別支援機能と地域支援機能を引き続き周知します。そのため、協議体である「長津田ささえあいネット」のメンバーである事業者に協力を得て広く周知したり、広報紙が様々な世代に届くよう関係機関（病院・銀行・施設等）への配布先を広げたりすると共に、ホームページやブログで発信していきます。

2 自治連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、老人会等、地域の会議に参加することで個別支援に係る地域との連携を深めながら地域情報の把握を行います。その結果得られた情報を、地域福祉保健計画地区別推進会議や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」に挙げて整理し、「長津田ささえあいネット」のメンバーである事業者からの情報提供や広報紙・ホームページ等で情報提供して、「情報必要とする人」に届けることができるようにします。

ウ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期緑区地域福祉保健計画における地区別計画の地区別支援チームの一員として、区役所・区社会福祉協議会とともに、計画の推進に積極的に取組ます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設としての位置づけを意識して、自治連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、老人会等に参加し、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地区別支援チームの会議等で提供し、解決に向けた取り組みや地域への協力につなげます。

さらに、地域福祉保健計画地区別推進会議で決まった取組みを、「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」の部会で実施する場合には、地域ケアプラザの機能とつながりを活かして進めます。

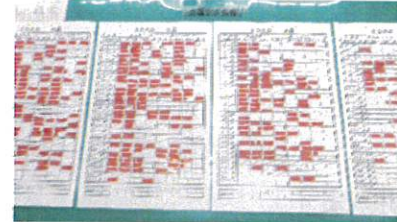
エ 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その期待される効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上に向けた情報提供について

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。

また、地域包括支援センター、地域活動交流生活支援体制整備、居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、パンフレット、壁に掲示）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。



【会場予約状況の掲示】

2 会場利用の支援について

地域ケアプラザでは介護予防や交流を目的として講座等の自主事業を開催しますが、自主事業開始時から事業終了後のグループ化を支援します。その際、利用しやすい時間帯を情報提供する等、施設稼働率の向上に努めます。

また、年に1回程度、会場利用団体交流会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつなげるような連携を促進します。

各時間帯・各部屋が区民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品等をホームページやブログで情報提供し、利用者数の増加を目指します。

オ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすために必要な各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

例えば、子育てについては、子育て支援拠点「いっほ」や親と子のつどいの広場事業「ながつたパオパオ」と子育て世帯についての情報共有や、子育て事業の共催を行います。障害については、障害福祉サービス事業所「つたのは学園」や地域作業所「あした場工芸」と情報交換や居場所づくり等を共催で行います。また、「長津田地区センター」とは、お互いに効果的な事業が行えるように、施設間連携会議を行います。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター（主任ケアマネ、看護師等、社会福祉士）生活支援体制整備事業と協働し、5職種会議で地域課題の把握、地域支援業務を進めます。また、地域福祉保健計画地区別推進会議や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」については、連携して対応します。

カ 行政（区）との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区との連携について具体的な取組方策を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（基本方針）「次世代につなぐ みんなにやさしいまち『ふるさと みどり』」の実現のために各関係機関と協働を進めます。

1 安全・安心なまち

自助・共助による防災・減災、防火・防犯等につながるように、警察署や消防署等からの情報を集約し、自主事業や地域での会議等で地域住民に情報提供します。

また、地域で行う防犯パトロールへ積極的に参加し、地域の方々と共に防火・防犯に取り組みます。

2 いきいき暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者等、「誰もが安心して暮らし続けられるよう、共に支え合うつながりのあるまちづくり」を第4期緑区地域福祉保健計画における地区別計画や「向こう三軒両隣共に支え合うまちづくり運営委員会」に参画して、把握した情報の提供や地域の方々による解決の取組を支援します。

また、介護予防普及啓発については、区と共に介護予防普及強化事業計画書を作成し、対象地区のアセスメントから自主団体の立ち上げまでを連携して取り組めます。

3 みどりの魅力あふれるまち

長津田地区の魅力である歴史的財産や農業について、地域の方々と共に広めます。歴史的財産については地区社会福祉協議会等が実施するウォーキングイベント等へ協力します。また、農業については「食育ネットワーク田奈中ブロック」（長津田中学校区の小中学校）が主催する「3色朝ごはんコンクール レシピ集」の作成・配布への協力を通じて、地元野菜を広めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組方策を記載してください。

各時間帯・各部屋が区民の福祉保健活動に有効活用されるよう、下記の取組みを実施します。

- 1 福祉保健活動団体や地域団体に効率的に利用いただけるよう、最新の貸し部屋空き情報を窓口カウンターに掲示します。また、月1回以上ブログに空き情報を掲示します。
- 2 ホームページやブログに各部屋の特色や設備を掲示します。
- 3 会場利用方法について年1回以上、広報紙等で周知していきます。
- 4 福祉保健活動団体へボランティア活動を紹介できるよう、日頃からチラシや広報紙で情報提供する他、会場利用時には直接情報提供します。
- 5 会場利用者団体交流会を実施し、相互の活動について理解を深めて連携を促します。

イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地区社会福祉協議会や単位自治会の地域の会合や地域サロン等に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理します。地域支援記録の内容を5職種会議等で情報共有して、地域課題を把握します。さらに、単位自治会ごと地域アセスメントシートを作成・更新し、把握した課題に対して5職種あるいは地区別支援チームで検討し、解決に向けた取組を行います。

また、情報が把握しにくい単位自治会については地域ケア会議を実施します。地域ケア会議の開催を通じて最新の情報を収集できる他、情報を必要とする事業者や民生委員等が地域ケア会議に出席することで、情報提供ができます。

さらに、会場利用団体交流会やボランティア交流会を実施し、団体同士の情報交換や情報提供の場として活用すると共に、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

ウ 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

【高齢者】

各単位自治会での「つどいの場」を作り、「生活支援ボランティアグループ」の立ち上げを行います。各単位自治会の状況が異なるため、状況把握した上でそれぞれの単位自治会に相応しい仕組みを作っていきます。

【子ども】

子育て世帯の転出転入が、比較的多い地区となっていることから、定期的にホームページやブログ、広報紙を通じて、子育て世帯に対して情報を発信します。一方で、自治会等に縛られずに参加できる「子育てサロン」を作っていきます。

【障害者等】

長津田地区内には、障害サービス事業所「横浜市つたのは学園」があります。当事者である園生と地域の方々との交流する場を提供し、地域の障害者理解を深めていきます。具体的には、同じ場所で双方が楽しめる催しを通じて、無理なく交流ができる仕組みを作ります。

また、当事者による講演会等を開催して障害理解を深めます。

エ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、参加のきっかけづくりを行います。また、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。具体的には、担い手養成・育成講座を定期的実施して、参加のきっかけづくりを行うと共に、ボランティアの育成を行います。また、「長津田人材バンク」を設置して、長津田地区課題の課題を地域の人材で解決できるようにコーディネートします。なお、区社会福祉協議会ボランティアセンターや区民活動支援センターとも連携して人材情報を共有する等、人材発掘や活用促進に取り組みます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

ニーズ把握については、指定管理部門だけではなく、介護保険部門や自施設以外の介護保険事業所からも個別課題から地域課題を捉えて、地域ケア会議等で情報を共有します。そのため、所内職員のスキルアップをOJTや研修の機会を確保して進めると共に、他事業所のケアマネジャーに対して地域課題の理解が進むようにケアマネ連絡会等で働きかけます。

ニーズ分析については、市・区役所から発信されている統計データを単位自治会ごとに5職種会議や地区別支援チーム会議で分析し、生活ニーズを把握します。データについては所内だけでなく、他の介護保険事業所や地域にも可能な限り開示することで、地域へ働きかけやすくなるように活用します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的な取組を記載してください。

指定管理部門の5職種が連携して民間企業等の多様な主体による社会資源の把握し、個別課題や地域課題に活用できるか等を5職種会議や3者（区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ）会議（以下、「3者会議」という）分析します。

- 1 個別ケースにおいて対象者と関わりのある商店や民間企業等には、個別地域ケア会議を開催して積極的に参加を促し、商店や民間企業等の活動実態を把握します。
- 2 キャラバンメイトと共に認知症サポーター養成講座を企業・商店会、金融機関や公官庁等で展開し、実施する中で実態把握と連携を進めます。
- 3 地区内に限らず区域で関わるができる商店や企業の把握と連携を進めるため、区社会福祉協議会と協働して、企業との交流会を開催します。
- 4 NPO法人については、3者会議等で情報共有を進め、活動を把握した場合は、活動場所に赴き実態を把握します。
- 5 長津田地区所在の商店や企業等に、「長津田ささえあいネット」への参加を促し、地域課題を伝えると共に、横の連携が図れるように働きかけます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

長津田地区の協議体として位置づけている「長津田ささえあいネット」を活用し、企業や商店から構成されるメンバーと地域を結び付けて運営していきます。

- 1 困りごとを抱えた方が、必要な機関につながるように、「長津田ささえあいネット」メンバーが、それぞれの利用者に対する一次的な相談窓口として機能するように働きかけます。
- 2 地域住民についても、「長津田ささえあいネット」のメンバーが、相談窓口となることを相談事例として掲載したチラシを配付して周知します。
- 3 認知症理解等、地域で広める必要のある内容について、「長津田ささえあいネット」のメンバーと連携して認知症サポーター養成講座等を実施します。
- 4 「長津田ささえあいネット」メンバーが持つ専門的な知識を、公開講座を開催して広めていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

【創出】

日頃から地域の定例会や事業に参加する中で地域の課題を積極的に把握し、該当する自治会等へ課題共有して必要なサービスを見出します。

その際、該当する自治会等のモチベーションやキーパーソンを把握した上で、地域ケア会議等を活用しながらサービス創出のために必要な働きかけをします。

【継続・発展】

日頃の活動状況を活動場所へ赴いて、担い手・利用者の声を直接聴き取ります。その後、活動上の課題を共有して、解決に向けて支援します。なお、長津田地区内に共通する課題については地区社会福祉協議会へ、他の地区でも共通する課題については区社会福祉協議会と共有して、活動継続に向けた取り組みを進めます。

また、各活動を活性化し発展させるために、担い手育成講座活動や活動団体の連絡会を開催し、担い手のスキルアップと活動団体相互の連携を深めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

平成 30 年度に長津田地区の人口は4万人を越えました。他地区と比較すると人口規模が大きく、毎月の相談件数が200件を上回る状況にあります。

そこで、まずは相談が地域包括支援センターにつながるよう働きかけます。広報等での地域包括支援センターの啓発は当然ですが、日頃から自治会長や民生委員等と顔の見える関係を構築していきます。また、「長津田ささえあいネット」のメンバーである介護保険事業所等と地域の見守りネットワークを構築して、地域の相談が民間事業者からも地域包括支援センターにつながるよう進めます。

また、相談を待っているだけでなく、地域の行事やサロン等に積極的に出向き、地域の方々と接する中で相談を汲み取っていきます。

なお、受付けた相談については、定期的に内部会議を開催して職員間で進捗状況を共有します。さらに、毎月区役所の長津田地区担当と定例カンファレンスを開催し、お互いの担当するケースについて、情報共有を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

長津田地区での認知症に関する相談は年々増加しています。また、認知症に関して、正しい理解が必要であると考えます。

そこで、身近な地域で認知症理解につながる取組を行います。地域ケアプラザ単独で実施するのではなく、「長津田ささえあいネット」の協力事業者と連携して、薬局や商店街、金融機関等で認知症サポーター養成講座を行います。

また、地域のキャラバンメイトや認知症サポーター養成講座受講者については、単位自治会ごとに認知症サポーター養成講座ができるように支援していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【成年後見制度】

長津田地区では、成年後見制度に関する相談件数が年々増えています。しかし、成年後見制度に対する正しい理解を進めるには、一層の普及啓発が必要です。そのため、地域の方々が参加しやすいように、全単位自治会での成年後見普及啓発講座開催を目指します。

【意思決定支援】

判断能力が不十分になる前に、日頃からの思いを落としてもらうツール「エンディングノート」の緑区版が令和元年度に発行されました。必要な方に行渡るように、終活講座等を開催して配布します。なお、記入後の疑問点が解消されるように、「エンディングノート フォローアップ講座」を実施します。

【高齢者虐待防止】

高齢者虐待を早期に発見・適切な対応が行えるよう、虐待対応の流れについて関係機関と共通認識を持てるように、居宅事業者連絡会等で「区虐待防止チラシ」を活用して情報共有します。なお、地域から虐待情報を得た場合は迅速に区役所へ連絡し、連携して情報把握します。その後、カンファレンス等を通じて支援方針や支援方法の確認を行い、区役所や対象者が関わる機関と連携して対応します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーと地域をつなぎ、必要な情報や課題が共有できる関係性を構築するため、地域の主たる活動者である民生委員との交流会を開催します。また、地域で開催されているサロンなどの日常的な場面で介護保険制度についての理解を促進し、ケアマネジャーと支援の必要な方がつながりやすい環境を整備します。併せて、生活支援体制整備部門と連携して、多様な地域資源をケアマネジャーが理解してケアマネジメントの実践に活かせるよう、情報を集約・発信・共有します。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護の連携推進に向けて、担当エリア内の医療機関への個別訪問し、地域包括支援センターのチラシの配布等を通じて、顔の見える関係を構築していきます。

また、各病院の医療連携室からの相談に対応し、緊密な情報交換を行うことで、退院支援や居宅介護支援事業所への円滑な橋渡しを行います。さらに、緑区在宅医療相談室（緑区医師会）との連携を図り、多職種連携研修・事例検討会等を行います。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議の結果を自治会や地区民生委員児童委員協議会等の機関と共有し、地域課題の把握と分析を行います。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社会福祉協議会とも連携して、その解決に向けた取組を進め、地域包括ケアシステムを推進します。

- 1 地域に対して個別課題から地域課題への共有を進めるため、日頃把握しているケースや地域状況を基に、5職種会議で対象とするケースや地域を選定します。
- 2 地域と医療・介護の専門職との連携を進めるため、地域ケア会議を通じて専門職と地域住民との顔の見える関係を構築します。
- 3 対象者に関わる商店や企業等へ積極的に参加を促し、多様な主体と地域とをつなげます。
- 4 地域活動の取組が遅れている地域に対しては、包括レベルの地域ケア会議を開催し、取組みが進んでいる地域との情報共有を進め、活動を促します。
- 5 社会資源の創出時には、介護保険事業所や医療関係者等への参加を促し、様々な視点が入られるように働きかけます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの資質向上に向けた研修を定期的実施します。

また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

1 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援します。また、利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援します。

2 研修・情報共有による人材育成

定期的勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取組として、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼します。また、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供します。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成します。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集・分析し、地域支援に活かします。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防に係る知識を普及します。体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや、取り組むきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も、継続して自発的な介護予防への取組につながるよう支援します。

なお、横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニア ボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進

事業について周知し、健康増進を進めていきます。

1 元気づくりステーション事業

介護予防を必要とする高齢者が気軽に集える活動拠点として、元気づくりステーションの立ち上げを支援します。また、既存の元気づくりステーションの後方支援を行います。

2 人材の確保・育成

介護予防の活動が継続できるように、次世代の発掘・育成に向けた講座を開催していきます。

3 高齢化が進む地域での介護予防啓発

高齢化の進んでいる地域に住む高齢者が、介護予防の知識や実践方法を生活に取り入れ、自分らしく安心した生活ができるように連続講座を開催します。その後、地域で継続的な活動となるように支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

まずは、所内の地域包括支援センター3職種と地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めた各職種が持つネットワークを共有します。

そこから、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア団体によるインフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携や構築を見出し、所内で効果的な働きかけができる職種をメインとしてアプローチしていきます。また、区域として多職種協働連絡会を設置しており、積極的に参加して多職種間の関係性を構築していきます。

なお、個別課題は多様化しているため、既存の制度や施策適用するだけでは、解決が困難となっています。地域ケア会議等を活用して、多職種による専門的な視点を重ね合わせた課題発見や専門的な技能による課題解決を進めていきます。また、個別課題から地域課題となった場合には、新たな社会資源の創出が必要となる場合があります。ここでは、地域ケア会議等を活用して多職種による専門的な視点やボランティア団体等の視点を重ね合わせ、効果的に社会資源を創出していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、指定介護予防支援事業者との連携について必要と考える取組について記載してください。

居宅介護支援事業については、介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。

指定予防支援事業者との連携については、利用者の要介護区分が「要介護」から「要支援」に変更、或いは「要支援」から「要介護」に変更となっても、上記の目的に沿うように継ぎ目なく利用者を支援します。そのため、下記について指定介護予防支援事業者と同様の視点を持って取り組めるように、ケアマネ連絡会や地域ケア会議、定例カンファレンス等に指定介護予防支援事業者と共に参画します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の社会資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を指定図ります。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると思います。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用者一人ひとりの生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援・重度化防止の視点

ご自身でできることを増やし、ご自宅で生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。一人ひとりの状態をアセスメントし、その人に必要な支援を通所サービス計画書に明記し、ご自身の“できる”を奪わない支援に努めます。

看護師による機能訓練指導では、体操や歩行訓練などご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。

【内容：上着の着脱、ペットボトルの蓋開け、床からの立ち上がり等】

個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

【内容：カラオケ、麻雀、オセロ、手芸、園芸等】

2 地域住民、関係機関との連携と福祉人材育成

地域に開かれた施設として、ボランティアを積極的に受け入れ、交流を広げます。また、小中学校や保育園からの子どもを受け入れ、利用者子どもたちの交流を図るとともに、高齢者や認知症理解のきっかけづくりを行います。

教員免許取得実習生や福祉系専門学校からの実習生、横浜市職員研修や企業の新入社員研修等幅広く受け入れ、次の世代を担う人材育成に協力します。

健康体操、レクリエーション、福祉用具の使い方、介護技術介護技術等の講師として職員が地域に出ることで、地域福祉の推進に寄与するとともにデイサービスを知っていただくきっかけづくりを行います。

3 職員の資質向上

本会の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

研修内容：事故予防研修・感染症研修・認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修等

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費への配分などを踏まえた、適切な収支計画とするための考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など、受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるように費用を配分しています。光熱水費は、引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 地域支援

(1) 地域課題（認知症及び障害理解の促進）の解決に向けた取組

第3期緑区地域福祉保健計画・長津田地区別計画において、「認知症の人も障害のある人も、その家族も暮らしやすい地域づくりを進めます」が目標となっています。この実現に向けて、地区社会福祉協議会主催による「認知症講演会」を3回開催支援しました。併せて、長津田中学校区の全小中学校において「認知症サポーター養成講座」を開催し、長津田地区住民の認知症理解を深めることができました。また、障害の理解についても障害当事者や当事者家族の講演会を実施し、障害理解も深めることができました。

(2) 地域課題（介護予防）の解決に向けた取組

「いつまでも健康で住み慣れた地域で暮らし続けられる」ため、高齢者を対象としたマージャングループの立ち上げを支援しました。現在は2グループを設置され、総勢100名の参加があります。マージャンの合間に健康講話もあり、参加者の介護予防につながっています。

2 生活支援体制整備事業

(1) 「長津田ささえあいネット」のネットワーク拡大

協議体である「長津田ささえあいネット」は地域の見守りネットワークとして、平成26年度に設置しました。当初のメンバーである新聞販売店から広がり、今期に入ってから介護保険事業者や薬局もメンバーに加わって、約30団体のネットワークとなりました。

なお、メンバーには日頃の地域の見守りの他、「認知症講演会」への開催にも参画いただきました。

(2) 高齢者の活躍の場づくり

高齢者が活躍する場をつくるため、地域の担い手講座を開催して「コーヒーボランティア」を養成しました。このメンバーの活躍の場をつくるため、地区社会福祉協議会と協働で「みんなのカフェ茶々」を立ち上げました。月1回定期的に開催し、担い手の活動の場と共に地域の「集いの場」となっています。

3 介護予防事業

(1) 元気づくりステーションの立ち上げ

長津田地区内で健康づくりが必要な地域をアセスメントして、元気づくりステーションを3か所に立ち上げることができました。

(2) 介護予防に資する自主団体の立ち上げ

介護予防に資する自主団体「長津田げんき応援隊」を立ち上げました。その後、「長津田げんき応援隊」による地域のサロン運営や単位自治会での居場所づくりへの協力、出前講座等、地域での介護予防普及啓発を促進することができました。

4 地域包括支援センター

(1) 出張相談

年間を通じて月1回、南長津田団地での出張相談を行い、長津田地域ケアプラザへ来所が困難な方からの相談を1回当たり2件程度受けることができました。

(2) 団地自治会の福祉活動促進

地域ケア会議の開催を通じて、課題の多い団地自治会の活動支援（県営長津田団地、東向地団地、スカイハイツ、上の原グリーンハイツ）を行ったことで、他の自治会の活動を取り入れる等、福祉活動を活性化することができました。

5 地域活動交流

(1) 高齢者の健康促進

「すっきり健康体操」、「いきいきヨガ」を開催し、高齢者の健康を維持・促進ができました。

(2) 障害者の居場所提供

中途障害者ボッチャサークル活動「遊遊クラブ」、障害者余暇支援「みつばち」、ふれあい喫茶「もち一ふ」を開催し、障害者の居場所と地域住民との交流の場を提供することができました。

(3) 子育て中の親子の居場所提供

親子サロン「ほっと・る一む長津田」を開催し、子育て中の親子の居場所を提供することができました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

平成28年度から平成30年度まで、資格要件を満たした職員の適正配置ができています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市長津田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,328,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	178,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,420,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	4,080,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△178,000
施設使用料相当額 ※2		△2,380,000
合 計		17,122,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	220,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	50,000
合 計		■

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	25,535,050
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	6,846,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事 業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,722,950
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,084,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△6,846,000
合 計		29,298,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,122,000	17,122,000	17,122,000	17,122,000	17,122,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,298,000	29,298,000	29,298,000	29,298,000	29,298,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)					
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
		居宅介護支援 事業	14,688,000	14,688,000	14,688,000	14,688,000	14,688,000
		通所系サービス 事業	86,519,000	86,519,000	86,519,000	86,519,000	86,519,000
	その他収入	0	0	0	0	0	
	収入合計(A)						
内 訳	人件費	126,238,000	126,238,000	126,238,000	126,238,000	126,238,000	
	事業費	17,248,000	17,248,000	17,248,000	17,248,000	17,248,000	
	事務費	1,213,000	1,213,000	1,213,000	1,213,000	1,213,000	
	管理費	10,752,000	10,752,000	10,752,000	10,752,000	10,752,000	
	消費税等	2,922,000	2,922,000	2,922,000	2,922,000	2,922,000	
	その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
支出合計(B)		158,383,000	158,383,000	158,383,000	158,383,000	158,383,000	
収支(A-B)							

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地			
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)			
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	25,215,194,127	17,849,621,296	15,493,939,867
	総支出	24,660,464,338	19,084,630,470	15,369,310,618
	当期収支差額	554,729,789	-1,235,009,174	124,629,249
	次期繰越収支差額	3,336,778,438	2,101,769,264	2,226,398,513
連絡担当者	【氏名】 XXXXXXXXXX 【所属】 XXXXXXXXXX		【電話】 045-201-2069 【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 XXXXXXXXXX			
特記事項				